

大崎広域東部クリーンセンター長寿命化総合計画等策定業務に係る公募型プロポーザル実施要領

令和3年5月25日

1 趣旨

この要領は、大崎地域広域行政事務組合（以下「本組合」という。）の大崎広域東部クリーンセンター長寿命化総合計画等策定業務の委託業者について、業務を遂行する優先交渉権者を公募型プロポーザル方式により特定するため、必要な事項を定める。

2 定義

本業務委託の選定は公募型プロポーザル方式とする。

本公募型プロポーザルは、業務を遂行する提案者を選定する場合において、提案者の参加意欲を反映し、技術的適性を的確に把握するため、あらかじめ業務の概要及び参加資格等を公告する。また、技術提案書の提出を希望する者から参加資格確認申請書の提出を求め、提出された参加資格確認申請書により参加資格の審査を行う。

次に、提案者から技術提案書の提出を求め、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。最後に提案内容の審査及び評価を行うことにより、当該業務の内容に最も適した者を優先交渉権者として特定する手続きを行う。

3 業務概要

- (1) 業務名称 大崎広域東部クリーンセンター長寿命化総合計画等策定業務
- (2) 業務場所 宮城県遠田郡涌谷町字関谷沖名291-1
- (3) 業務期間 契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで
- (4) 業務内容 別紙「大崎広域東部クリーンセンター長寿命化総合計画等策定業務仕様書」による
- (5) 見積限度額 50,640千円（消費税及び地方消費税を含む）

4 大崎広域東部クリーンセンターの計画概要

- (1) 事業方式
長寿命化事業
- (2) 大崎広域東部クリーンセンターの計画規模
96t/日（48t/16h×2炉）
- (3) 大崎広域東部クリーンセンターの処理方式
準連続燃焼式焼却炉（水冷式ストーカ方式）

5 参加資格等

参加申請者は、次に掲げる参加資格要件のすべてを満たしているものとする。
なお、技術提案書の提出後においても資格要件を満たさなくなった場合、当該参加者の参加資格を取り消すことがある。

- (1) 本組合又は大崎市において、公告日現在で入札参加資格者名簿に「測量コンサルタント業者」 - 申請業種「土木関係建設コンサルタント業務」 - 「廃棄物」として登録されている者で「大崎地域広域行政事務組合が発注する建設工事等からの暴力団等排除措置要綱」の対象でないこと。なお、所管警察署に照会する場合がある。
- (2) 国土交通省の建設コンサルタントの事業登録（廃棄物部門）を受けていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のほか、次に掲げる者でないこと。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は当該工事の入札日 6 か月以内に手形及び小切手を不渡りした者
 - イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づき裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づき裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (4) 当該業務の仕様書等に従い業務が遂行できること。
- (5) 平成 23 年度から令和 2 年度までに、国又は地方公共団体が発注するごみ焼却施設の長寿命化事業（基幹的設備改良工事）における計画策定及び発注支援業務を元請けとして受託し、完了した実績を有すること。
- (6) 本組合又は大崎市から指名停止を受けていないこと。
- (7) ごみ焼却施設に係る技術的知識と十分な経験を有する資格者等を、次のとおり配置できること。

ア 管理技術者

契約日において、受注者と 1 年以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、技術士（衛生工学部門：廃棄物管理（廃棄物処理，廃棄物管理計画含む）または総合技術監理部門（選択科目を「衛生工学廃棄物管理（廃棄物処理，廃棄物管理計画含む）」）の内、いずれかの資格を有すること。

また、平成 23 年度から令和 2 年度までに、国又は地方公共団体が発注するごみ焼却施設の長寿命化事業（基幹的設備改良工事）における計画策定及び発注支援業務を照査技術者以外として担当し、完了した実績を有すること。

なお、照査技術者と兼務は認めない。

イ 照査技術者

技術士（総合技術監理部門-衛生工学（廃棄物管理））、技術士（衛生工学部門廃棄物に関する専門分野）の内、いずれかの資格を有すること。

なお、管理技術者及び担当技術者と兼務は認めない。

ウ 担当技術者

担当技術者として各部門に必要な技術的知識と十分な経験を有する資格者等を配置すること。（例 建築担当，機械設備担当，電気計装設備担当，生活環境影響調査担当，交付金担当等）

なお、照査技術者と兼務は認めない。

6 選定スケジュール

(1) 公告	令和3年5月25日（火）
(2) 参加申請に係る質問受付期間	令和3年5月26日（水）から 令和3年6月2日（水）まで（午後4時必着）
(3) 参加申請書類受付期間	令和3年5月26日（水）から 令和3年6月9日（水）まで（午後4時必着）
(4) 参加資格審査の結果通知	令和3年6月11日（金）
(5) 技術提案書類に係る質問受付期間	令和3年6月11日（金）から 令和3年6月25日（金）まで（午後4時必着）
(6) 技術提案書受付期間	令和3年6月11日（金）から 令和3年7月2日（金）まで（午後4時必着）
(7) 第1次審査の結果通知	令和3年7月14日（水）
(8) 最終審査 （プレゼンテーション・ヒアリング）	令和3年7月27日（火）※予定
(9) 最終審査結果通知	令和3年8月上旬 ※予定
(10) 契約締結予定日	令和3年8月下旬 ※予定

7 参加申請書類の様式

参加申請に必要な提出書類は次のとおりとする。

- (1) 参加資格確認申請書（様式1）
- (2) 誓約書（別記様式（第4条関係））
- (3) 会社概要調書（様式2-1）
- (4) 業務経歴書（様式2-2）

平成23年度から令和2年度までの間に、国又は地方公共団体が発注するごみ焼却施設の長寿命化事業（基幹的設備改良工事）における計画策定及び

発注支援業務を元請けとして受託し、完了した実績。

- (5) 管理技術者調書（様式3-1）
- (6) 照査技術者調書（様式3-2）
- (7) 担当技術者調書（様式3-3）
- (8) セルフチェックリスト（様式7-1）

8 質問の受付及び回答

質問の受付及び回答に関する内容は次のとおりとする。

- (1) 参加申請書類に係る質問提出期限 令和3年6月2日（木）まで（午後4時必着）
- (2) 技術提案書類に係る質問提出期限 令和3年6月25日（金）まで（午後4時必着）
- (3) 質問書提出方法
質問は、提出期限内に質問書（様式6）をメールにて送信すること。電話、口頭等による質問は一切受け付けない。✉ shisetu@osakikoiki.jp
- (4) 質問の回答
提出された質問事項及び回答は、随時本組合ホームページに掲載する。

9 参加申請書類の提出

参加申請書類等の提出方法は次のとおりとする。

- (1) 提出期限 令和3年6月9日（水）まで（午後4時必着）
- (2) 提出方法 持参、郵便書留又は簡易書留のいずれかとする。なお、電送は認めない。（郵送の場合は前日必着までとする。）

ア 提出先

大崎地域広域行政事務組合 施設整備課

住所：〒989-6233

宮城県大崎市古川桜ノ目字新高谷地388番地1

電話：0229-25-6788

イ 到達の確認方法

郵便書留又は簡易書留の場合、（様式1）に記載の書類送付等連絡先に組合が到達確認の電話をする。

- (3) 提出部数 各10部

※ただし、参加資格確認申請書（様式1）は1部でよい。

10 技術提案書類の様式

技術提案に必要な提出書類は次のとおりとする。

- (1) 技術提案書（様式4）
- (2) 業務の実施体制表（様式5）
- (3) 業務の実施方針（A4版任意様式2頁以内）
- (4) 実施スケジュール案（A3版任意様式1頁以内）
- (5) 具体的作業内容（A4版任意様式3頁以内）
- (6) 特定テーマ（A4版任意様式2頁以内）
 - ア 敷地の有効利用による搬入動線と計量機増設の考え方について。
 - イ 稼働しながらの工事となるため、本工事で取り入れるべき手法、スケジュールなどについて。
- (7) 見積書及び内訳書（A4版任意様式）
- (8) セルフチェックリスト（様式7-2）

1.1 技術提案書類の提出

- (1) 提出期限 参加資格審査決定通知の日から令和3年7月2日（金）まで（午後4時必着）
- (2) 提出方法 持参、郵便書留又は簡易書留のいずれかとする。なお、電送は認めない。（郵送の場合は前日必着までとする。）
 - ア 提出先
大崎地域広域行政事務組合 施設整備課
住所：〒989-6233
宮城県大崎市古川桜ノ目字新高谷地388番地1
電話：0229-25-6788
 - イ 到達の確認方法
郵便書留又は簡易書留の場合、提出した者に対して、（様式4）に記載の連絡先に組合が到達確認の電話をする。
- (3) 提出部数 各10部
※ただし、見積書は1部でよい。

1.2 技術提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合、提案は無効とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 本組合管理者が提案を依頼した者以外が提案した場合。
- (4) 提案者が他人の提案を代理した場合。
- (5) 提案に対して談合等の不正行為があった場合。

- (6) 見積書の金額，住所，氏名，印影，もしくは重要な文字の誤脱または識別しがたい見積をした場合。
- (7) その他，あらかじめ指示した事項に違反した場合や，求められる義務を履行しなかった場合。

1.3 最終審査の実施

技術提案審査の過程において，次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを実施するものとし，時間・場所については，各者に後日通知する。

- (1) 実施日時 令和3年7月27日(火)
※実施日程は予定であり，第1次審査の結果通知にて案内する。
- (2) 実施方法及び留意事項
 - ア 各者の時間は，提案時間15分，質疑応答15分の合計30分とする。
なお，30分を超えた場合，説明及び質疑途中であっても打ち切りとする。
 - イ 出席者は，1者につき8名以内とする。また，様式3-1の管理技術者が同席すること。なお出席者については，様式5の業務の実施体制表に記載された者が極力出席すること。
 - ウ 実施中は，他の提案者の会議室への入室は不可とする。
 - エ 説明資料，パソコン等の準備は，前者終了後の調整時間である10分以内に行うこと。
 - オ パソコンによるプレゼンテーションを行う場合は，スクリーン，プロジェクターは本組合で準備するが，パソコンは参加者が持参すること。
 - カ 事前に提出された技術提案書類は，本組合が審査員に配布する。
 - キ 説明は，技術提案書類に記載した内容を逸脱しない範囲で行うこと。

1.4 審査方法等

- (1) 審査方法
審査はプロポーザル審査委員を選定し行う。審査委員は，管理者が任命又は委嘱する。審査は参加申請書類，技術提案書，プレゼンテーション及びヒアリングの結果より「優先交渉権者及び次点者」を決定する。なお，見積限度額を超えている場合は提案者の失格とする。
- (2) 評価項目及び配点
審査にあたっての評価の配点は別添資料のとおりとする。
- (3) 第1次審査
技術提案書類にて第1次審査を行い，最終審査への提案者を決定する。
- (4) 最終審査

第1次審査結果の上位5者程度に対し、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。

(5) 審査結果

審査結果は、すべての提案者に通知する。なお、優先交渉権者1者、次点者1者については、特定した旨を通知するものとする。審査結果についての異議申し立ては受け付けないものとする。また、審査の経緯に関する質問についても一切受け付けない。

1.5 契約の締結

次のとおり契約の締結を行うものとする。

- (1) 本組合は、審査により特定した者と契約を行うものとする。(地方自治法施行令第167条の2第2項による随意契約)
- (2) 予定価格は、優先交渉権者から提案された業務及びその業務を実施するために必要な見積内訳書及び明細内訳書を参考に算定する。
- (3) 本組合は、審査により特定した者と、提案された内容を精査し、業務委託の入札を行い、契約を締結するものとする。ただし、特定者が本要領で規定する要件に該当しないと認められた場合又は契約締結交渉が不調となった場合は、本組合は、次点の者と契約交渉を行うことができるものとする。

1.6 これまでの経過

- (1) 大崎広域東部クリーンセンターの精密機能検査は令和2年度に終了している。

1.7 提出書類作成上の基本事項

- (1) プロポーザルは当該業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果物の一部の作成や提出を求めるものではない。具体的な計画作業は、契約した後、技術提案書に基づいて発注者と協議の上開始する。
- (2) 提出書類は、別紙様式に基づき作成する。
- (3) 提出書類は、すべて片面印刷とする。
- (4) 文字の大きさは12.0ポイントの大きさとする。ただし、図表等に用いる文字の数及び大きさは対象外とする。
- (5) 提案は簡潔にわかりやすく記載する。
- (6) 提出期限以降における技術提案書等の差し替え又は再提出は認めない。ただしプレゼンテーションの際における説明資料(パワーポイント等の発表資料)については、技術提案書類に記載した内容を逸脱しない範囲で可とする。

1.8 提出書類の内容に関する留意事項

提出書類の作成にあたっては、以下の点に留意すること。

(1) 業務経歴書

平成 23 年度から令和 2 年度に、国又は地方公共団体が発注するごみ焼却施設の長寿命化事業（基幹的設備改良工事）における計画策定及び発注支援業務を元請けとして受託し、完了した実績（元請に限る）を記入すること。
（会社全体での実績を記入すること。）

(2) 業務の実施体制表

ア 配置予定の管理技術者等を記載すること。

イ 配置予定者は参加申出者に所属するものとする。

(3) 管理技術者・照査技術者・技術担当者調書

ア 業務の実施体制表に記載された各技術者について、経歴等を記載すること。

イ 資格等は参加資格で求めている技術士の資格及び廃棄物施設整備に関連する資格をすべて記載すること。

ウ 管理技術者、照査技術者については直接雇用関係を証明できる書類を提出すること。（健康保険被保険者証の写し等）

エ 担当技術者については、雇用関係を証明できる書類（外注の場合は、その関係を示す書類）を提出すること。（様式 3-3 は配置人数分を提出すること）

(4) 業務の実施方針

ア 本業務委託を遂行するため、受注者としての具体的な実施方針を記載すること。

イ A4 版任意様式 2 頁以内に記載すること。

(5) 実施スケジュール案

ア 委託期間を契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日として、本組合と契約締結した場合の業務の実施スケジュールを記入すること。

イ 業務の実施手法及び実施スケジュール（工程計画、動員計画）について具体的に記入すること。

ウ A3 版任意様式 1 頁以内に記載すること。

(6) 具体的作業業務

ア 仕様書の項目ごとに具体的作業内容を示すこと。

イ A4 版任意様式 3 頁以内に記載すること。

(7) 特定テーマ

ア 次の設問に対する対応策等について、提案内容を記入すること。

① 敷地の有効利用による搬入動線と計量機増設の考え方について。

② 稼働しながらの工事となるため、本工事で取り入れるべき手法、スケジュールなどについて。また、16時間運転から24時間運転に変更した場合の影響について。

③ 循環型社会形成推進交付金の条件整理について。

イ 各設問A4版任意様式2頁以内に記載すること。

(8) 見積書

ア 見積書は、提案業務全体の経費の明細内訳（算定根拠等）を明示すること。

19 その他

- (1) 提出された書類は、プロポーザル終了後も返却しない。
- (2) 技術提案書に関する著作権については、提案各社に帰属するものとする。ただし、優先交渉権者として特定された者の技術提案書及び成果品の著作権については、本組合に帰属するものとする。
- (3) 技術提案書等の作成及びヒアリングへの参加に関する一切の費用は提出者の負担とする。
- (4) 委託業務遂行に際し、技術提案書に記載された管理技術者・照査技術者の内容変更は認めない。ただし、変更の理由及び変更予定者について本組合が認めた場合はこの限りではない。
- (5) 提出された技術提案書等は、公平性、透明性及び客観性をきすため、個人情報に係る事項を除き公表する場合がある。

評価の基準とする区分及び評価点並びに評価割合は次表のとおりとする。

評価区分	評価の対象	評価点	評価割合
企業評価	会社の実績	5	10%
	技術士の数	5	
業務体制評価	管理技術者の実績等	5	20%
	組織体制	15	
企画提案評価	業務の実施方針，実施スケジュール	15	35%
	具体的作業内容	10	
	特定テーマ	10	
プレゼンテーション・ヒアリング評価	業務に対する知見，技術力，取組意欲，説明，応答力等	25	25%
価格評価	見積額の比較	10	10%
合計	100		100%